

NO&T U.S. Law Update 米国最新法律情報

2021年4月 No.55

米国子会社の実質的所有者情報の報告義務

弁護士 塚本 宏達

弁護士 加藤 嘉孝

はじめに

2021年1月1日、米国上院は、トランプ前大統領が行使した拒否権を覆し、2021年国防権限法（the National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2021）を承認しました。2021年国防権限法の内容は非常に多岐に渡りますが、その中の立法の一つとして、マネーロンダリング等の金融犯罪のために米国におけるシェルカンパニーを利用すること等を防止するため、米国財務省に対して、米国において設立された事業体の実質的所有者（beneficial owner）を報告することを義務付ける、Corporate Transparency Act（以下、「CTA」といいます。）が制定されました。CTAは、CTAの公布から1年以内（すなわち、2021年12月31日）までに米国財務省によって制定される規則（以下、「本規則」といいます。）の効力発生日（以下、「本効力発生日」といいます。）に効力が生じるとされています¹。下記で詳細について述べるとおり、CTAにおける実質的所有者の定義には不明確な点があり、また報告義務を負うことになる事業体の定義も広範かつ曖昧な内容になっているため、CTAで定義されているこれらの要件は、本規則によって具体化されるものと考えられます。したがって、具体的な対応については本規則の公表を待つ必要がありますが、遅くとも2022年1月以降に米国において子会社を設立する日系企業は、その設立の時点で、同法に基づき実質的所有者に関する情報を報告する義務が生じる等、日系企業に与える影響が少なくないことから、本ニュースレターにて紹介いたします。

CTAの概要

1. 報告対象となる企業

CTAは、報告会社（reporting company）が、米国財務省の管轄局である金融犯罪取締ネットワーク（the Financial Crimes Enforcement Network、以下、「FinCEN」といいます。）に対して、一定の実質的所有者情報（beneficial ownership information）を提出する旨の義務を規定しています²。そして、「報告会社」とは、①州法又はインディアン・トライブの法に基づき、州務長官又は類似の機関に対して書類を提出することによって設立された、又は②外国の法律によって設立され、州法又はインディアン・トライブの法に基づき州務長官又は類似の機関に対して書面を提出することによって米国において事業を行うための登録を行った、会社（corporation）、有限責任会社（limited liability company）又はその他の類似する事業体と定義されています³。

このように、報告会社の定義は非常に広範な内容になっておりますが、CTAには報告会社の例外が多数設けられており、たとえば、企業情報を公表している米国証券取引所における上場会社等、既存の金融規制を遵守する必要のある銀行、投資銀行等は報告会社から除外されています⁴。また、以下の要件を全て満たす事業体についても報

¹ CTAによって追加された 31 USC §5336(b)(5)

² 31 USC §5336(b)(1)(A)

³ 31 USC §5336(a)(11)(A)

⁴ 31 USC §5336(a)(11)(B)

告会社から除外されることになるため、結果として報告会社に該当する事業体は、シェルカンパニーや小規模な米国企業等に事実上限定されるものと考えられます⁵。

- ①米国においてフルタイムで働く従業員を 20 人超雇用していること
- ②米国において提出した前事業年度の税務申告において、その総売上⁶が合計 500 万ドルを超えていること
- ③米国内の物理的なオフィスにおいて事業を行っていること

2. 実質的所有者の定義

CTA は、実質的所有者について、契約、合意、関係又はその他の方法を通じて、当該事業体に対して実質的な支配 (substantial control) を行使する個人又は当該事業体の持分権の 25%以上を所有又は支配している個人と定義しています⁷。

3. 報告すべき情報

CTA は、報告会社が以下の実質的所有者情報を報告する旨の義務を規定しています⁸。

- ①正式な氏名
- ②誕生日
- ③報告時点の住所
- ④許容される身分証明書 (acceptable identification document)⁹の識別番号又は FinCEN 識別番号¹⁰

報告会社から提出された上記情報は、FinCEN において、最長で報告会社が消滅した日から 5 年まで、FinCEN において保持されます¹¹。また、実質的所有者情報は、秘密として取り扱われ、国家安全、諜報活動又は法の執行に従事する連邦政府機関がこれらの活動のために利用する場合等 CTA において定められている一定の場合を除き、政府機関等によって開示されることはないとされています¹²。

4. 報告の時期

実質的所有者情報の報告の時期は、本効力発生日時点において設立されている会社と当該時点以降に設立又は事業登録された会社で異なります。すなわち、本効力発生日時点で既に設立されている会社については、適時に、また遅くとも当該時点から 2 年以内に、FinCEN に対して、実質的所有者情報を提出する必要があります¹³、本効力発生日以降に設立又は事業登録される会社については、当該設立又は事業登録の時点で、FinCEN に対して、実質的所有者情報を提出する必要があります¹⁴。なお、実質的所有者情報に変更があった場合には、適時に、また遅くとも変更があったときから 1 年以内に報告しなければならないとされています¹⁵。

5. 制裁

故意に誤った実質的所有者情報を提供し、若しくは提供しようとした者又は故意に FinCEN に対して実質的所有

⁵ 31 USC §5336(a)(11)(B)(xxi)

⁶ かかる総売上上の計算上、当該事業体が所有している事業体又は当該事業体がある事業体を通じて事業を運営している場合のその事業体の売上も含まれます。

⁷ 31 USC §5336(a)(3)(A)

⁸ 31 USC §5336(b)(2)(B)

⁹ パスポート、州政府等が発行する身分証明書又はドライバースライセンスを意味します (31 USC §5336(a)(1))。

¹⁰ CTA に基づき FinCEN より付与され識別番号 (31 USC §5336(a)(6))

¹¹ 31 USC §5336(c)(1)

¹² 31 USC §5336(c)(2)。知りながら実質的所有者情報を開示又は使用した者には、①民事罰として、違反が継続している期間、1 日につき 500 ドル以下の罰金、及び②刑事罰として、250,000 ドル以下の罰金又は 5 年以下の懲役 (他の連邦法に違反等している場合には 500,000 ドル以下の罰金又は 10 年以下の懲役) のいずれか又は両方が課せられるとされています (31 USC §5336(h)(2)及び (3)(B))。

¹³ 31 USC §5336(b)(1)(B)

¹⁴ 31 USC §5336(b)(1)(C)

¹⁵ 31 USC §5336(b)(1)(D)

者情報を提供しなかった若しくは当該情報を更新しなかった者は、①民事罰として、違反が継続している期間に対して、1日につき500ドル以下の罰金、及び②刑事罰として、10,000ドル以下の罰金又は2年以下の懲役のいずれか又は両方が課せられるとされています¹⁶。

実務上のポイント

1. 報告会社の該当性

上記のとおり、報告会社の定義は広範な内容となっており、日系企業の米国子会社が報告会社に該当しないようにするためには、原則として、上記CTAの概要1.に記載した①～③の要件を全て満たしているのか検討することになると思われます。しかし、CTAの文言に照らしてみると、日系企業が新たに米国に進出する場面や、日系企業が、市場調査又はリエゾン機能を果たすため必要最低限の機能のみを備えた米国子会社、又は米国投資用に設立された投資ビークルを保有している場合に、従業員に関する要件及び総売上に関する要件を満たすことが困難であることから、これらの米国子会社は、報告会社に該当する可能性が高いと思われます。

一方で、CTAの文言からでは、上記①～③の要件の該当性を判断する上で必ずしも明確ではない部分もあるように思いますので、今後制定される本規則の内容を踏まえつつ、報告会社の該当性について検討する必要があると考えます。

2. 「実質的な支配」(substantial control)の意味

実質的所有者の要件のうち、「実質的な支配」の具体的な意義についてCTA上で定義されていません。したがって、例えば、25%超の株式を保有する個人の株主がいない日本の上場会社が米国に子会社を設立又は事業登録をする場合に、誰を実質的所有者として報告すべきか、現在のCTAの文言からは明らかではなく、「実質的な支配」の具体的な解釈について、本規則において具体化されることが期待されます。

3. 米国子会社の設立の時期と報告の時期との関係

上記で述べたとおり、実質的所有者情報の報告の時期は、本効力発生日時点で会社が既に設立されているか否かによって異なります。既に米国子会社を有している日系企業については、本効力発生日から2年以内に実質的所有者情報の報告をする義務を負うので、具体的な実務対応を踏まえて対応することが可能ですが、本効力発生日以降に設立される会社については、設立時に実質的所有者情報を報告する必要があるため、本規則の効力発生日後直ちに対応を行う必要がある可能性があります。したがって、今後米国において子会社を設立する際、特に実質的所有者情報を取得することが実務上難しい企業¹⁷については、設立のタイミングに留意する必要があります。

また、CTAは、報告の時期を、本効力発生日に設立されている会社か、又は本効力発生日以降に設立された会社かで場合分けをしていますが、本効力発生日時点又は設立時に報告会社に該当しない会社が、後に報告会社の除外要件を満たさなくなった場合に、いつ実質的所有者情報を報告する必要があるのかという点については明確ではなく、この点についても、今後制定される本規則の内容を踏まえて検討する必要があると思われます。

2021年4月1日

¹⁶ 31 USC §5336(h)(1)及び(3)(A)

¹⁷ 実質的所有者を一義的に特定することが難しい場合や、実質的所有者からパスポート番号等を取得することが必ずしも容易ではない場合が考えられます。

[執筆者]

**塚本 宏達**（弁護士・NY オフィス共同代表）

hironobu_tsukamoto@noandt.com

1998年京都大学法学部卒業。2005年 The University of Chicago Law School 卒業 (LL.M.)。2005年～2007年に Weil, Gotshal & Manges LLP（シリコンバレーオフィス）に勤務。2000年弁護士登録（第一東京弁護士会）、長島・大野・常松法律事務所入所。2015年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP）共同代表。ニューヨークを拠点として、日系依頼者が米国において事業活動を行うことに関連して生じる様々な問題について、紛争対応を含めて継続的に助言をしている。

**加藤 嘉孝**（弁護士・アソシエイト）

yoshitaka_kato@noandt.com

2009年大阪大学法務部卒業。2011年京都大学法科大学院終了。2019年 University of Virginia School of Law 卒業 (LL.M.)。2012年長島・大野・常松法律事務所入所。2019年より長島・大野・常松法律事務所ニューヨークオフィス（Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP）勤務。入所以来、M&A、ファイナンス取引、租税法分野を中心とした案件に携わる。近時はニューヨークを拠点として、日本及び米国のクライアントに対して、クロスボーダー取引を含む企業法務全般に関するリーガルサービスを提供している。

本ニュースレターは、各位のご参考のために一般的な情報を簡潔に提供することを目的としたものであり、当事務所の法的アドバイスを構成するものではありません。また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当事務所の見解ではありません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず弁護士にご相談ください。

www.noandt.com

NAGASHIMA OHNO & TSUNEMATSU NY LLP

450 Lexington Avenue, Suite 3700

New York, NY 10017, U.S.A.

Tel: +1-212-258-3333 (代表) Fax: +1-212-957-3939 (代表) Email: info-ny@noandt.com



Nagashima Ohno & Tsunematsu NY LLP は、米国における紛争対応や日米間の国際取引について効率的な助言を行うことを目的に、長島・大野・常松法律事務所のニューヨーク・オフィスの事業主体として 2010 年 9 月 1 日に開設されました。米国の法務事情について精緻な情報収集を行いつつ、米国やその周辺地域で法律問題に直面する日本企業に対して、良質かつ効率的なサービスを提供しています。

長島・大野・常松 法律事務所

〒100-7036 東京都千代田区丸の内二丁目 7 番 2 号 J Pタワー

Tel: 03-6889-7000 (代表) Fax: 03-6889-8000 (代表) Email: info@noandt.com



長島・大野・常松法律事務所は、500 名を超える弁護士が所属する日本有数の総合法律事務所であり、東京、ニューヨーク、シンガポール、バンコク、ホーチミン、ハノイ及び上海にオフィスを構えています。企業法務におけるあらゆる分野のリーガルサービスをワンストップで提供し、国内案件及び国際案件の双方に豊富な経験と実績を有しています。

NO&T U.S. Law Update ~米国最新法律情報~の配信登録を希望される場合には、

<<https://legal-lounge.noandt.com/portal/subscribe.jsp>>よりお申込みください。本ニュースレターに関するお問い合わせ等につきましては、<newsletter-us@noandt.com>までご連絡ください。なお、配信先としてご登録いただきましたメールアドレスには、長島・大野・常松法律事務所からその他のご案内もお送りする場合がございますので予めご了承くださいませお願いいたします。